

重 要 事 項 説 明 書

指定介護老人福祉施設 安立園特別養護老人ホーム

1 安立園特別養護老人ホームの概要

(1) 施設の概況

当ホームは、社会福祉法人安立園が経営する特別養護老人ホームです。平成6年4月に開設し、平成12年4月から指定介護老人福祉施設として認可されました。

(2) 運営方針

- ① 当ホームは利用者の人格を尊重し、その人らしく生きられることを支援します。
- ② 当ホームは、利用者に対し明確な計画のもとに適切な介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- ③ 当ホームは利用者の生活の安定と安全を図るため、家庭、地域、関係機関等との密接な連携に努めます。

(3) 提供できるサービスの種類

- ① 介護老人福祉事業（介護保険事業所番号 1373800166）
- ② 短期入所生活介護事業（介護保険事業所番号 1373800562）

(4) 職員体制（平成30年11月1日現在）

職 種	人数	
	東京都条例基準	定員
施 設 長	1	1
医 師	必要数	1（非常勤）
生活相談員	1	1
介護支援専門員	1	1（兼務）
介 護 職 員	23	28
看 護 職 員	3	5
管理栄養士	1	1
機能訓練指導員	1	1
調 理 員	必要数	3
事 務 員	必要数	2
計	28＋必要数	44

職員の人数は、東京都条例に定める基準人員等により、変更されることがある。

注1：基準は、東京都条例に定められる併設短期入所生活介護事業に従事する職員を含む人数

注2：人数は、常勤換算後の人数

【施設設備と定員の概要】

定員		特 養	短期入所	医務室	1 室
		6 9 人	1 2 人＊	静養室	2 室
居 室	2 人室	7 室	4 室	食 堂 (機能訓練室兼務)	4 室 (1 室)
	3 人室	1 室	0 室		
	4 人室	1 3 室	1 室		
浴 室		機械浴槽 2 槽		一般浴槽 2 槽	

注：特養に空床があるときは、短期入所生活介護に転用することがあります。

2 サービスの内容

(1) 施設サービス計画の作成	当ホームが提供するサービスは、利用者一人ひとりについて、施設サービス計画に基づいて行います。この計画の原案は、利用者に説明し、同意をいただきます。
(2) 食事・口腔ケア	食事は、以下の時間帯に食堂で提供し、食後は口腔ケアを行います。栄養状態についての検討を栄養ケアマネジメントの方法で行います。 (朝食) 8:00~9:00 (昼食) 11:45~12:45 (夕食) 17:30~18:30
(3) 入浴	週2回、ご本人の状態に合わせた入浴形態で行います。ただし、身体の状態により清拭とする場合があります。
(4) 介護	施設サービス計画等に基づき日常生活を過ごすために必要な介護を行います。また、ご希望があれば、利用者の施設サービス提供記録は開示いたします。
(5) 機能訓練	利用者の希望や専門家の所見により、機能訓練を行います。
(6) 生活相談	生活に関する相談、成年後見制度等の相談を常時承ります。
(7) 健康管理	普段の内服薬は、特別のものでない場合、当ホームの配置医が処方いたします。また、配置医、看護師により利用者の健康状況をチェックし、必要と判断される場合には医療機関への受診をお願いします。 配置医師 府中わかばクリニック 島崎栄二医師
(8) 終末期について	当ホームは、夜間の時間帯に医師、看護師は勤務していません。終末期、看取りの介護の依頼については症状等により個別に検討させていただきます。
(9) 通院・入院	医師、病院との診療方針の確認、同意等のため、緊急時を除いて、医療機関への通院、入院後の対応は、家族の方をお願いをしています。
(10) 居室・ベッド	ご利用いただく居室及びベッドは、介護上の必要により当ホームで決めさせていただきます。
(11) 行政手続の代行	行政機関等への手続が必要な場合には、お申し出により手続を代行します。
(12) お小遣いの立替について	医療費、おやつ代等のお小遣いについては、施設で立替を行います。立替金の精算は、毎月集計し、施設利用料金とともに請求させていただきます。
(13) 個人情報保護について	利用者、家族より提供された個人情報は、(別紙)「利用契約における個人情報の使用に関わる同意書」に基づき、正当な理由がある場合に限り必要最小限の範囲で使用させていただき、みだりに他に漏れないよう保護いたします。

3 利用料金

契約書別紙のとおりです。介護保険法に基づき、施設は保険者から介護給付費の支払いを受け、法定代理受領サービスとして施設サービスを提供いたします。なお、入院し退院後に当ホームでの生活の再開を予定されている場合は、入院期間中の居住費の支払いをお願いしております。また、生活保護を受給されている方の場合、入院後一週間を経過すると居住費の自己負担が発生します。ただし、入院中に短期入所の方が居室を使用した場合は、居住費の支払いは必要ありません。

4 入・退所の手続

(1) 入所

入所申込書に必要事項を記入のうえ、お申し込みをしてください。居室の空きがでた場合、府中市の基準により判定、面接のうえ利用契約を結びます。

(2) 退所

- ① 利用者の都合で退所する場合 希望日の10日前までにお申し出ください。
- ② 自動終了 次の場合は、双方の通知が無くても、自動的に入所を終了します。
 - ア 他の介護保険施設に入所したとき
 - イ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の利用資格を失ったとき
 - ウ 死亡したとき
- ③ その他
 - ア 利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延したとき
 - イ 利用に当たって留意事項（後記 5に掲げる注意事項）が守られないとき
 - ウ 病院へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがないとき又は入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになったとき
 - エ 疾病、老衰等により食事、水分の摂取が著しく困難になり、経管・点滴による栄養摂取が常時必要となったとき、意識の喪失、血圧の低下等、救急受診が頻回となったとき

5 施設利用に当たっての注意事項

(1) 一般的留意事項

① 面会	面会時間は、概ね朝8時～夜8時でお願いします。事情があればお申し出ください。ただし、感染症の流行時期等は別に掲示させていただきます。面会時は、玄関の面会簿にご記名ください。
② 外出・外泊	希望される場合は、事前に届け出ていただきます。
③ 喫煙	館内は原則、禁煙です。
④ 飲酒	他の利用者への配慮のため、定められた場所で行っています。
⑤ 洗濯物	日常品の洗濯は地下洗濯室で行います。
⑥ 金銭・貴重品の管理	金銭、貴重品は利用者又はご家族で管理をお願いします。高価な装身具等の持ち込みはご遠慮ください。
⑦ 所持品	備付けのタンスに収納できる程度でお願いします。入院等の場合は、所持品をお持ち帰りいただくか、当ホームへ別に預けていただくことがあります。

(2) 禁止行為

次の行為は、施設運営規程（第23条）で禁止されています。

- ① けんか、口論、泥酔等により他人に迷惑を掛けること
- ② 政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること
- ③ 当ホームが指定した場所以外で火気を用いること
- ④ 当ホームの秩序、風紀を乱し及び安全又は衛生を害すること
- ⑤ 当ホームの設備、備品に損害を与え又はこれらをホーム外に持ち出すこと

6 身体拘束

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

7 緊急時の対応方法

(1) 利用者の容体に変化があったときは、病院受診など必要な処置を講ずるとともに、家族の方に速やかに連絡します。この場合は入院を要することもありますので、早めの来院をお願いいたします。

【協力医療機関】

- ・ 府中医王病院 府中市晴見町 1-20 ☎042-362-4500
- ・ 国分寺病院 国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2 ☎042-322-0123

※なお、救急の場合は希望の医療機関に受診することは困難です。状態に応じた、受け入れ可能な医療機関を受診することとなります。ただし、受診医療機関について特別なご希望がある場合は、検討させていただきますのでお申出ください。

(2) 万一介護事故が発生した場合、施設は救急・救命を優先するとともに速やかに家族への事実経過の連絡を行います。その後、府中市、東京都への届出を行うとともに、家族の不安の解消、事故原因の解明、再発の防止に努め 場合により損害賠償の検討を行います。

8 非常災害対策

(1) 災害時の対応	災害が発生したときには、職員は非常体制を敷き、利用者の安全確保を最優先として施設の管理に当たります。
(2) 防災設備	消防署へ連動した火災受信機、通報設備、スプリンクラーを設置しています。
(3) 防災訓練	職員は、消防計画に基づき、消火訓練、避難誘導等の訓練を行っています。
(4) 防火管理者	事務長補佐

9 サービス内容に関する相談・苦情の受け付け窓口

苦情等の申出については随時受け付け、苦情解決責任者へ報告の上、改善についての検討を行い、申出人へ検討結果について報告し解決を図ります。

(1) 利用者相談・苦情の受付担当者	井上 礼加（相談員） 内村 尚史（副施設長）
(2) 苦情解決責任者	原 健作（施設長） ☎042-367-6511 FAX042-367-6514
(3) 第三者委員	ご意見・苦情等が職員に言いにくい時は、直接次の第三者委員に申し出ることが出来ます。 永峯 怜子氏 福島 啓造氏
(4) 府中市役所 介護保険課	平日 9 時～夕方 5 時 ☎042-335-4030（直通）
(5) 東京都国民健康保険団体連合会	平日 9 時～夕方 5 時 ☎03-6238-0177（直通）

10 成年後見制度の利用相談

府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう ☎042-360-3900

11 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施	有
実施日	2024 年 10 月 2 日
評価機関名称	株式会社 医療福祉経営研究所
評価結果の開示	とうきょう福祉ナビゲーションホームページ 当園ホームページ 受付に閲覧用を設置する

重要事項説明書の確認

令和 年 月 日

- 介護老人福祉施設入所に当たり、利用者に対して契約書及び本書面「重要事項説明書」に基づき重要事項を説明しました。また、「安立園特別養護老人ホーム 看取りに関する指針」に基づき、当園の看取りの指針を説明しました。

事業者 社会福祉法人 安立園
説明者 安立園特別養護老人ホーム

氏 名 _____ (印)

- 私は、契約書・料金表及び本書面により、事業者から重要事項（利用料金計算方法）の説明を受けました。また、「看取りに関する指針」により、看取りについての説明を受けました。

利用者 氏 名 _____ (印)

連帯保証人（代理人） 住 所 _____
氏 名 _____ (印)